

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 340,000 千円

(歳出)
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 2,448,143 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社 会 福 祉	障 害 者 自 立 支 援 施 行 事 業 費	590,600	435,205			38,220	117,175
	重度心身障害者等医療費支給事業費	96,980	35,692			15,074	46,214
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	466,077	76,895		8,067	93,736	287,379
	子 育 て 支 援 医 療 費 支 給 事 業	117,335	29,457			21,614	66,264
	児 童 手 当 支 給 費	482,191	437,010			11,112	34,069
	ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 支 給 事 業 費	18,434	8,252			2,504	7,678
社 会 保 険	介 護 保 険 事 業 （ 繰 出 金 ）	447,194	20,787			104,876	321,531
保 健 衛 生	母 子 保 健 事 業	23,575	2,851			5,097	15,627
	保 健 事 業	92,457	3,752		2,326	21,245	65,134
	予 防 接 種 費	113,300	5,467			26,522	81,311
合 計		2,448,143	1,055,368	0	10,393	340,000	1,042,382

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。